

議事事項 1

姫路市屋外広告物条例及び施行規則
の改正について

(有資格者による点検義務化及び許可期間の改正)

令和 4 年 11 月 21 日

まちづくり指導課 都市景観指導室

1

姫路市屋外広告物条例の改正について

1. 有資格者による点検の義務化
2. 屋外広告物許可期間の変更

2

有資格者による点検の義務化／改正の背景

屋外広告物条例ガイドライン（第19条の2）

広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、屋外広告士、その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

姫路市の現状

許可更新時に「屋外広告物自己点検結果報告書」の提出を義務付けているが、点検者の資格要件は定めていない（誰が点検してもよい）

3

有資格者による点検の義務化／検討事項

1. 点検対象の広告物
2. 点検に必要な資格
3. 点検の内容
4. 点検の周期

4

有資格者による点検の義務化／点検対象の広告物

自治体	内容
姫路市素案	地上から屋外広告物上端までの高さが4 mを超える許可広告物*1
兵庫県	地上から屋外広告物上端までの高さが4 mを超える許可広告物*1
神戸市	地上から屋外広告物上端までの高さが4 mを超える許可広告物*1
明石市	高さが4 mを超える許可広告物
大阪府	高さが4 mを超える許可広告物*1

- *1 ・ はり紙、はり札等を除く
 ・ 建築物の外壁等に塗料やシート等で表示するものを除く

5

有資格者による点検の義務化／点検に必要な資格

自治体	内容
姫路市素案	屋外広告士、職業訓練指導員等*2、県市の屋外広告物講習修了者 点検技能講習修了者、ネオン工事資格者
兵庫県	屋外広告士、職業訓練指導員等*2、県市の屋外広告物講習修了者 点検技能講習修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者 ネオン工事資格者
神戸市	屋外広告士、職業訓練指導員等*2 点検技能講習修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者 ネオン工事資格者
明石市	屋外広告士、職業訓練指導員等*2、県市の屋外広告物講習修了者 建築士、電気工事士、電気主任技術者、ネオン工事資格者
大阪府	屋外広告士、ネオン工事資格者、点検技能講習修了者

- *2 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、
職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

6

有資格者による点検の義務化／点検の内容

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	①上部構造全体の傾斜、ぐらつき ②基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき ③鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	①鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 ②鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	①アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 ②溶接部の劣化、コーキングの劣化等 ③取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	①表示面板・切文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 ②側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 ③広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり
照明装置	①照明装置の不点灯、不発光 ②照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 ③周辺機器の劣化、破損
その他	①付属部材の腐食、破損 ②避雷針の腐食、損傷 ③その他点検した事項

7

有資格者による点検の義務化／点検の周期

姫路市屋外広告物条例

第6条2項 許可の期間は2年を超えることができない。

第6条3項 市長は申請に基づき許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

姫路市屋外広告物許可期間

広告物の区分	許可期間
看板、広告板、広告塔	2年以内
自動車・電車の車体利用等	1年以内
広告旗等	1ヶ月以内

8

点検の周期と許可期間の変更

自治体	更新期間	有資格者による点検周期
姫路市素案	3年	3年（＝許可更新の都度） （設置後8年以上経過したものが対象）
兵庫県	2年	許可更新の都度 （設置後10年以上経過したものが対象）
神戸市	3年	許可更新の都度 （設置後8年以上経過したものが対象）
明石市	2年	許可更新の都度
大阪市	3年	許可更新の都度
京都市	3年	許可更新の都度

許可更新と点検の報告がずれる場合には事務が煩雑

9

点検の周期と許可期間の変更

【A】 許可期間 2年、点検周期 2年とする場合

→ 業界団体が定める基準（3年）よりも厳しくなり、
広告物の所有者に過度の負担を課すことになる。

【B】 許可期間 3年、点検周期 3年とする場合

→ 現状の姫路市の条例は許可期間 2年のため、
条例及び施行規則を改正する必要がある。

10

点検の周期と許可期間の変更

屋外広告物条例ガイドライン（国土交通省）

第15条2項 許可の期間は3年を超えることができない。

第15条3項 知事は申請に基づき許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

【改正案】許可期間3年、点検周期3年

➡許可を更新制にしている理由（老朽化等によって風致景観上、安全上の問題が発生していないかを確認）から考えると、点検基準が示している頻度で点検するのであれば、許可期間を3年に変更しても問題がない。

11

今後のスケジュール

姫路市景観・広告物審議会（報告）
（令和4年 11月21日）



姫路市景観・広告物審議会（事前審議）
（令和5年 1月頃）



パブリックコメント
（令和5年 4月頃）



姫路市景観・広告物審議会
（パブリックコメント結果報告・本審議）
（令和5年 5月頃）



条例・施行規則改正（議会承認）
（令和5年 9月後半）



施行（令和6年 4月）

12